

総合環境センター乾燥草運搬作業業務委託(単価契約) 仕様書

1 目的

本業務は、総合環境センター構内草仮置場の乾燥草を溶融施設ごみピットへ運搬する作業を行うものである。

2 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

4 使用車両

(1) 運搬車両

ア、イいずれかの車両とする。

ア ダンプトラック 10t 深型車

イ ダンプトラック 10t 投石仕様車

(2) 積み込み車両

バックホウ 0.45 m³(解体フォーク付)

5 業務内容

(1) 作業場所および運搬経路

作業場所および運搬経路は、別紙図面を参照のこと。

(2) 運搬予定量、実績

ア 乾燥草の運搬予定量は、405t とする。

イ 作業日の運搬実績は、委託者、受託者の双方で確認すること。

ウ 運搬量は、総合環境センター計量所で計量した値（単位：t、有効桁数：小数点以下第2位）とする。

エ 請求金額は、運搬実績のあった月の集計値に契約単価を乗じた額（1円未満切捨て）とすること。

(3) 作業日、作業時間

ア 本業務に係る作業日は、週1回程度の予定であり、委託者が指定する作業日で調整すること。指定された作業日に作業ができない場合は、速やかに委託者と協議すること。

なお、状況によっては、週2回以上の運搬もあり得る。

イ 本業務に係る作業時間は、原則として午前8時30分から午後4時までとする。この時間以外に作業が必要となった場合は、事前に委託者と協議すること。

(4) 乾燥草の運搬

ア 受託者は、構内草仮置場で乾燥草の積込みを行い、指定する運搬経路を経由して計量した後、溶融施設プラットホーム1番投入扉からごみピットへ投入すること。

なお、作業開始前に、委託者から計量カードを受け取り、作業終了後に計量カードおよび計量票を委託者に提出すること。

イ 受託者は、溶融プラットホーム内が渋滞している場合は、監視誘導員の誘導に従うこと。

(5) 飛散防止対策

受託者は、車両に積込み後の乾燥草が構内に飛散しないよう処置をすること。

6 提出書類

(1) 着手前に提出する書類

ア 使用車両の車検証の写し

イ 作業員名簿

ウ 運転免許証の写し

(2) 作業を行った月ごとに提出する書類

ア 業務完了報告書

イ 作業報告写真

(3) その他委託者が指定する書類

7 安全管理

- (1) 受託者は、本業務実施に当たり、関係法令および条例その他を遵守するとともに、安全確保に十分留意し、労働災害発生の防止に努めること。
- (2) 受託者は、本業務で使用する車両について安全対策を講じ、事故防止に努めること。

8 損害

受託者は、本業務の実施によって施設に損壊等を及ぼしたときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急処置を講じ、受託者の負担で原状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

9 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議し、定めるものとする。